

福井県報

号 外 第 58 号

令 和 8 年
8 月 2 7 日 (木)

火 曜 日 発 行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

告 示

○第444回定例福井県議会の招集（406・財政課）…………… 1

人事委員会規則

※福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（20）…………… 2

告

示

福井県告示第406号

第444回定例福井県議회를令和8年9月3日午後1時福井県議会議事堂に招集する。

令和8年8月27日

福井県知事 石田 嵩人

人事委員会規則

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年8月27日

福井県人事委員会 委員長 和田 晋一

福井県人事委員会規則第20号

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和31年福井県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～14 （略） 15 条例第22条第1項第3号の人事委員会の定める職員は、当分の間、第20条第1項の規定にかかわらず、警察の職員および令和6年能登半島地震または令和8年熊本地震に対処するために被災地に派遣された職員（次項各号に掲げる作業を行うものに限る。次項において「<u>災害派遣職員</u>」という。）とする。 16 <u>災害派遣職員</u>に係る条例第22条第1項第3号に規定する人事委員会が認める作業は、次に掲げる作業とする。 (1)・(2) （略） 17 （略）	附 則 1～14 （略） 15 条例第22条第1項第3号の人事委員会の定める職員は、当分の間、第20条第1項の規定にかかわらず、警察の職員および令和6年能登半島地震に対処するために被災地に派遣された職員（次項各号に掲げる作業を行うものに限る。次項において「<u>能登半島派遣職員</u>」という。）とする。 16 <u>能登半島派遣職員</u>に係る条例第22条第1項第3号に規定する人事委員会が認める作業は、次に掲げる作業とする。 (1)・(2) （略） 17 （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、令和8年7月28日から適用する。